

平成30年 12月 3日

保護者の皆様へ

二子山幼稚園 園長 今井 啓太

平成29年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

平成29年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)

1号認定

支給月	4歳以上	3歳	満3歳
4月	40,965	56,755	-
5月	40,955	56,745	104,325
6月	40,955	56,745	104,325
7月	40,945	56,735	104,315
8月	40,945	56,735	104,315
9月	40,945	56,735	104,315
10月	40,905	56,695	104,275
11月	40,865	56,655	104,235
12月	40,865	56,655	104,235
1月	40,825	56,615	104,195
2月	40,825	56,615	104,195
3月	44,065	59,855	107,435

(給付対象期間 平成29年4月～平成30年3月)

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)

2・3号認定

標準時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	74,650	90,030	140,340	-
5月	74,370	89,750	140,060	-
6月	74,310	89,690	140,000	-
7月	74,260	89,640	139,950	-
8月	74,190	89,570	139,880	-
9月	74,140	89,520	139,830	-
10月	74,080	89,460	139,770	-
11月	74,030	89,410	139,720	-
12月	74,030	89,410	139,720	-
1月	74,080	89,460	139,770	-
2月	74,080	89,460	139,770	-
3月	79,950	95,330	145,640	-

2・3号認定

短時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	65,860	81,240	131,550	-
5月	65,580	80,960	131,270	-
6月	65,520	80,900	131,210	-
7月	65,470	80,850	131,160	-
8月	65,400	80,780	131,090	-
9月	65,350	80,730	131,040	-
10月	65,290	80,670	130,980	-
11月	65,240	80,620	130,930	-
12月	65,240	80,620	130,930	-
1月	65,290	80,670	130,980	-
2月	65,290	80,670	130,980	-
3月	71,160	86,540	136,850	-

(給付対象期間 平成29年4月～平成30年3月)